|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１章　総則 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．総則 |  |  |  |  |
|  | 第２章　性能基準 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．通則  1．適用範囲  住宅の垂直壁に使用するサッシ及び窓に適用する。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2．用語の定義 |  |  |  |  |
|  | **3．種別**  a) 種別  　サッシには表－1のとおり種別を設ける。  　　表－1　種別   |  | | --- | | 種別 | | サッシ  窓 | | 図書 | □ |  |  |
|  | b）種別の定義  1）サッシ：ＲＣ造住宅用で、ガラスを構成部品としない枠及び戸をいう。  2）窓：ＲＣ造住宅用及び木造住宅用で、ガラスを必須構成部品とした枠及び戸をいう。 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **4．部品の構成**  a）構成部品  1）サッシ及び窓の構成部品は、表－2、表－3及び表－4を対象とする。  表－2　サッシ及び窓の構成部品(1)   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 開閉形式 | 構成部品名 | 構成の別(注) | | 構成の要件 | | RC造住宅用 | 木造住宅用 | | 共通 | 枠材（上枠、下枠、竪枠） | ● | ● |  | | 框材（上框、下框、竪框） | ● | ● |  | | 小ねじ又はボルト類 | ● | ● |  | | 気密材 | ● | ● |  | | たて骨 | △ | △ |  | | 中骨 | ○ | △ |  | | 方立 | ○ | △ | ・同開閉形式同士及び他の開閉形式と連窓を可能とする | | 無目 | ○ | △ | ・同開閉形式同士及び他の開閉形式と段窓を可能とする | | たて桟 | ○ | △ |  | | 中桟 | △ | △ |  | | 押縁 | △ | △ |  | | エッジ材 | △ | △ |  | | 額縁 | △ | △ |  | | 網戸 | △ | △ | ・開き形式における内倒しの場合は●  ・外れ止め機能を有すること  ・網戸は内側から脱着できること | | 網戸レール | △ | △ | ・引き形式（上げ下げは除く）の場合は●  ・下枠と一体となった網戸レール、又は、ネジ等で連結した網戸レールを有していること | | 把手 | △ | △ |  | | 水切り | △ | △ |  | | 木ねじ又はリベット類 | △ | △ |  | | アンカープレート類 | ● | △ |  | | ガラス | △ | ● | ＲＣ造住宅用窓の場合は● | | セティングブロック | △ | ○ | ＲＣ造住宅用窓の場合は● | | シーリング材またはガスケット | △ | ● | ＲＣ造住宅用窓の場合は● |   注)構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  ○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 表－3　サッシ及び窓の構成部品(2)   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 開閉形式 | | 構成部品名 | 構成の別(注) | | 構成の要件 | | RC造住宅用 | 木造住宅用 | | 引き形式 | 引違い  片引き  引分け  上げ下げ | ロック付きクレセント | ● | ● | ・引違いは、室内側の障子が先にはずせること  ・引違いの内外障子は、やり返しができること。（掃き出し窓は除く） | | 鍵付きクレセント | ○ | △ | | 引き寄せハンドル（グレモン締まり） | △ | △ | | 補助錠 | △ | △ | | 戸車 | ● | ● | | 引手 | △ | △ | | 彫込み引手 | △ | △ | | はずれ止め | ● | ● | | 戸当り | ● | ● | | 振れ止め | ● | ● | | 換気機構 | △ | △ | | 開き形式 | 内倒し | トップラッチ | ● | ● |  | | ヒンジアーム | ● | ● |  | | ガラリ | △ | △ |  | | 片・両開き  すべり出し  たてすべり出し | カムラッチ | ● | ● |  | | アーム | ● | ● |  | | グレモン締り | △ | △ |  | | ストッパー機構 | △ | △ |  | | 片開きドア | 丁番 | ● | ● |  | | 握玉又はﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ付空錠 | ● | ● |  | | レバーストッパーまたは  ドア・クローザ | ● | ● |  |   注)構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  ○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 表－4　高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓における構成部品   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 開閉形式 | | 構成部品名 | 構成の別(注) | 構成の要件 | | 引き形式 | 引違い  片引き  引分け  上げ下げ | ロック付きクレセント | ● | ・引違いは、室内側の障子が先にはずせること  ・引違いの内外障子は、やり返しができること。（掃き出し窓は除く） | | 鍵付きクレセント | △ | | 引き寄せハンドル（グレモン締まり） | △ | | 補助錠 | △ | | 戸車 | ● | | 引手 | △ | | 彫込み引手 | ● | | はずれ止め | ● | | 戸当り | ● | | 振れ止め | ● | | 換気機構 | △ |   注）構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）出窓及び出窓ユニットの構成部品は、表－2、表－3及び表－4サッシ及び窓の構成部品の他、表－5を対象とする。  表－5　出窓及び出窓ユニットの構成部品   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 構成部品名 | 構成の別(注) | | 備考 | | RC造住宅用 | 木造住宅用 | | 屋根部材 | ― | △ |  | | 窓台部材 | ― | △ |  | | アンカー | ― | △ |  | | 手すり | ― | △ |  | | 膳板 | ― | △ |  |   注)構成の別  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **5．材料**  a) 構成部品の材料  必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当するJIS等の規格名称を明確にしたもの、又は、これらと同等の仕様・性能を有していることを証明したものを対象とする。  ＜以下　例示仕様＞  　　表—6　構成部品の材料   |  |  | | --- | --- | | 材料名 | 規格 | | アルミニウム合金 | JIS H4100:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）の表面にJISH8602:2010（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜）のA1，A2、B種又はこれと同等以上の表面処理を施したもの | | プラスチック | JIS A5558:2019（無可塑ポリ塩化ビニル製建具用形材） | | 木材 | 針葉樹の造作用製材の日本農林規格（JAS）、広葉樹製材の日本農林規格（JAS）、集成材の日本農林規格（JAS） | | スチール | JIS G3131:2018（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）又はJIS G3141:2021（冷間圧延鋼板及び鋼帯）に規定する鋼板を用い、JIS H8610:1999（電気亜鉛めっき）に規定する３級の処理を施したもので、有色クロメート処理を行ったもの | | ステンレス | JIS G 4305:2021（ 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS304 ,SUS316 | | ステンレス鋼鋳鋼 | JIS G 5121: 2003（ステンレス鋼鋳鋼品）によるSCS13 | | 亜鉛ダイカスト | JIS H 5301:2009 （亜鉛合金ダイカスト）によるZDC2 | | アルミニウム合金ダイカスト | JIS H 5302:2006（アルミニウム合金ダイカスト）によるADC12 | | 図書 | □ |  |  |
|  | 表−7　材料の規格   |  |  | | --- | --- | | 構成部品名 | 材料名・規格等 | | クレセント | 亜鉛ダイカスト、アルミダイカスト、ステンレス（SUS304,SUS316）、ポリアミド樹脂 | | 彫込み引手 | JIS G 4305:2021（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS304,SUS316、JIS G 5121:2003（ステンレス鋼鋳鋼品）によるSCS13、JIS H 5301:2009（亜鉛合金ダイカスト）によるZDC12、JIS H 5302:2006（ アルミニウム合金ダイカスト）によるADC12、ポリアミド樹脂、ポリアセタール等 | | はずれ止め、振れ止め、戸当り | ポリアミド樹脂、ポリアセタール樹脂、又はステンレス（SUS304,SUS316） | | ウェザーストリップ（しぶき止め）、風止め板、気密板 | 熱可塑性合成樹脂又は合成ゴム | | シーラント | 合成ゴム質シーリング | | セッティングブロック | エチレン－プロピレンゴム、クロロプレンゴム、  シリコーンゴム、ポリ塩化ビニル | | 戸車 | ポリアミド樹脂、ポリアセタール樹脂、 | | 小窓締り | ポリアミド樹脂、ポリアセタール樹脂、亜鉛ダイカスト、アルミダイカスト、ステンレス（SUS304,SUS316） | | トップラッチ、カムラッチ、ピポット | 亜鉛ダイカスト、アルミダイカスト、ステンレス（SUS304,SUS316）、ポリアミド樹脂 | | 握り玉、レバーハンドル付空錠、レバーストッパー | ステンレス（SUS304,SUS316）、アルミダイカスト  ABS樹脂 | | アーム、丁番、ヒンジ | ステンレス（SUS304,SUS316 ）又はアルミニウム合金 | | アンカープレート類 | JIS G3131:2018（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）又は JIS G3141:2021（冷間圧延鋼板及び鋼帯）に規定する鋼板を用い、JIS H8610:1999（電気亜鉛めっき）に規定する３級の処理を施したもので、有色クロメート処理を行ったもの又は高耐食溶融めっき鋼板  JIS G3302:2022（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） | | 小ねじ又はボルト類 | JIS G4303:2021（ステンレス鋼棒）に規定するSUS304,SUS316又はSUS302、JIS G4309:2013（ステンレス鋼線）に規定するSUS305 J1、JIS G4314:2013（ばね用ステンレス鋼線）に規定するSUS304,SUS316 又はSUS302、JIS G4315:2013（冷間圧造用ステンレス鋼線）に規定するSUS305 J1 又はSUSMX7 | | 木ねじ又はリベット類 | JIS G4308:2013（ステンレス鋼線材）に規定するSUS304,SUS316又はSUS302、JIS G4309:2013（ステンレス鋼線）に規定するSUS305 J1 JIS G4314:2013（ばね用ステンレス鋼線）に規定するSUS304,SUS316 又はSUS302  JIS G4315:2013（冷間圧造用ステンレス鋼線）に規定するSUS305 J1 又はSUSXM7  JIS H4040:2015（アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線）に規定するA5056 BE 、A5056 BD 、A5056W 、A6061 、BD A6061W | | 図書 | □ |  |  |
|  | b）ガラス  1）サッシに用いるガラスは、表－8のJIS規格製品、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）窓に用いるガラスは、表－8のJIS規格製品、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。  ＜以下　例示仕様＞  表—8　ガラスの規格   |  |  | | --- | --- | | ガラス | JIS R3202:2022（フロート板ガラス及び磨き板ガラス） | | JIS R3203:2017（型板ガラス） | | JIS R3204:2014（網入板ガラス及び線入板ガラス） | | JIS R3205:2005（合わせガラス） | | JIS R3206:2014（強化ガラス） | | JIS R3208:1998（熱線吸収板ガラス） | | JIS R3209:2023（複層ガラス） | | 図書 | □ |  |  |
|  | c）シーリング材及びガスケット  サッシ及び窓のガラス押えに用いるシーリング材及びガスケットは、表－9のJIS規格製品、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。  ＜以下　例示仕様＞  表—9　ガスケット及びシーリング材の規格   |  |  | | --- | --- | | ガスケット | JIS A5756:2013（建築用ガスケット） | | シーリング材 | JIS A5758:2022（建築用シーリング材） | | 図書 | □ |  |  |
|  | d）セッティングブロック  1）サッシ及び窓に用いるセッティングブロックは、エチレン-プロピレンゴム、クロロプレンゴム、シリコーンゴム及びポリ塩化ビニル、又はこれと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）サッシ及び窓のガラス押えに用いるシーリング材がシリコーンシーラントで、セッティングブロックと接触する場合は、耐シリコーンタイプと証明されたものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **6．施工の範囲**  構成部品の施工範囲は、原則として次による。  a）枠の躯体への固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 戸の吊り込み | 図書 | □ |  |  |
|  | c) ガラスのはめ込み及び固定（窓の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | d）必須構成部品の調整・検査 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）選択構成部品の取付け及び調整・検査 | 図書 | □ |  |  |
|  | f) セットフリー部品の取付け及び調整・検査 | 図書 | □ |  |  |
|  | **7．寸法**  a) サッシ及び窓の製品に対する寸法許容差は、JIS A 4706:2021「サッシ」によるものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) サッシ及び窓の寸法要件  1) ＲＣ造住宅用の幅及び高さは、表－10開閉形式別最大寸法範囲内のものを対象とする。なお、Ⅱ要求事項の1.1～1.3で定める試験によって性能が確認された場合はこの限りではない。  表－10　開閉形式別最大寸法　単位：mm   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 開閉形式 | | 幅（ｗ）×高さ（Ｈ） | | 引き | 引違い  片引き  引分け | 2,400×2,400 | | 上げ下げ | 800×1,800 | | 開き | 内倒し  すべり出し窓 | 800×800 | | 片開き  たてすべり出し | 900×1,800 | | 両開き  両たてすべり出し | 1,600×1,800 | | 片開きドア | 900×2,400 | | ＦＩＸ（固定） | | 1,200×2,400 | | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 枠見込寸法  ＲＣ造住宅用の枠見込寸法は70㎜以上のものを対象とする。なお、ここでいう枠見込寸法とは、竪枠の額縁取付けのアングルを除く見込寸法をいう。 | 図書 | □ |  |  |
|  | Ⅱ．要求事項  １．住宅部品の性能等に係る要求事項  1.1　機能の確保  a) 気密性  サッシ及び窓の気密性は、「建具の気密性試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2021「サッシ」の「５.性能」に定める等級のＡ－3以上に適合すること。ただし、ＲＣ造住宅用サッシ（遮音型）窓（遮音型）及び木造住宅用窓、並びに耐風圧等級Ｓ－7にあってはＡ－4に適合すること。  ＜試験：JIS A1516:1998「建具の気密性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b) 水密性  1）ＲＣ造住宅用の水密性は、「建具の水密性試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2021「サッシ」の「5．性能」に定める等級のＷ－4以上に適合すること。ただし、（遮音型）及び耐風圧性Ｓ－7にあってはＷ－5に適合すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）木造住宅用窓の水密性は、「建具の水密性試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2021「サッシ」の「5．性能」に定める等級のＷ－2以上に適合すること。ただし、二重窓にあっては、両側総合の等級でＷ－3を確保すること。  ＜試験：JIS A1517:2020「建具の水密性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c) 断熱性  1）窓の断熱性は、試験又は計算を行い、熱貫流率が表－11に定める名称のいずれかに適合すること。  ＜試験： JIS A4710(建具の断熱性能試験方法)  計算： WindEye(窓の熱性能評価プログラム)＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）出窓ユニットにあっては、屋根部、窓台部は、当該地域に定める壁体熱性能相当の断熱性を有していること。  ＜試験：JIS A1492(出窓及び天窓の断熱性能試験方法)＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 3)試験体の寸法は1700×1300程度を標準とする。 |  |  |  |  |
|  | 表－11　窓の断熱性   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名称 | 断熱性（熱貫流率\*1） | 備考 | | H-1型 | 4.07 ＜Ｕ≦4.65 | 旧名称４型 | | H-2型 | 3.49 ＜Ｕ≦4.07 | 旧名称３型 | | H-3型 | 2.91 ＜Ｕ≦3.49 | 旧名称２型 | | H-4型 | 2.33 ＜Ｕ≦2.91 | 旧名称１型 | | H-5型 | 1.90 ＜Ｕ≦2.33 | 旧名称Ｓ型 | | H-6型 | Ｕ≦1.90 |  |   ＊１：Ｕは熱貫流率を表し、  単位は" Ｗ／（㎡・Ｋ）" とする。 |  |  |  |  |
|  | d) 遮音性  サッシ及び窓の遮音性は、「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づく試験を行い、100～2,500Hzの範囲の 1/3 オクターブバンド毎の音響透過損失の算術平均値が21dB以上であること。ただし、ＲＣ造住宅用（遮音型）及び木造住宅用窓にあっては25dB以上であること。  ＜試験：JIS A1416:2000「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」＞  　　　　表－12　透過損失   |  |  | | --- | --- | |  | 基準 | | 一般型 | 21dB以上  （100Hz～2500Hz） | | 遮音型 | 25dB以上  （100Hz～2500Hz） | | 試験 | □ |  |  |
|  | e) 結露対策  サッシ及び窓は、結露水に対して対策を講じてあること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | f) 開閉力  サッシ及び窓の開閉力は、開閉形式が引違い、片引き及び引分けの場合には、「建具の開閉力試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2021「サッシ」の「５．性能」に定める初動時50Ｎ以下の開閉力に適合し、円滑に滑動できること。また、開閉形式が引違い、片引き及び引分け以外の場合には、円滑に操作できること。  ＜試験：JIS A1519:2020「建具の開閉力試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g) 操作部の操作性  1) クレセント等の施錠部は、円滑に操作できること。 | 現物 | □ |  |  |
|  | 2) ハンドル等の操作部は、円滑に操作できること。 | 現物 | □ |  |  |
|  | 3)引手等は、開閉しやすい形状を有していること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | h) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓（品確法等級3相当）の操作部  1) 彫込み引手の取付け位置  引違い（出入り口）にあっては、室内外両障子の室内側及び室外側（計4ケ所）、引違（出入り口以外）にあっては室内外両障子の室内側（計2ケ所）に彫込み引手が取り付けられていること。（図－5、図－6）  図－6　引違い（出入り口以外）の彫込み引手取付け例  図－5　引違い（出入り口）の彫込み引手取付け例 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 2) クレセントの柄の長さ  クレセントの柄の長さは、引違（出入り口）80mm以上、引違（出入り口以外）60mm以上であること。ただし、2重サッシにおいてはこの限りでない。（図－7）        図－7　クレセントの柄の長さ | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 3) 彫り込み引手の寸法  彫込み引手の引手部分は、幅15㎜、長さ100㎜、深さ10㎜程度の空間が確保されていること。（図－8）  図－8　彫込み引手寸法の押さえ方 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | i）窓のガラス溝  窓の場合のガラス溝の大きさ（面クリアランス、エッジクリアランス、及び掛り代）を明確にすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2　安全性の確保  1.2.1　機械的な抵抗力及び安定性の確保  a) 耐風圧性  1) サッシ及び窓の耐風圧性  ①　ＲＣ造住宅用の耐風圧性は、「建具の耐風圧試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2021「サッシ」の「５．性能」の定める等級のＳ－4以上に適合すること。  ＜試験：JIS A1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　木造住宅用窓の耐風圧性は、「建具の耐風圧試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2021「サッシ」の「５．性能」の定める等級のＳ－2以上に適合すること。  ＜試験：JIS A1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2) 片開きドアの耐風圧性  ①　ＲＣ造住宅用片開きドアの耐風圧は、「建具の耐風圧試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4702: 2021 「ドアセット」の「５．性能」の定める等級のＳ－4以上に適合すること。  ＜試験：JIS A1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　木造住宅用片開きドアの耐風圧性は、「建具の耐風圧試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4702: 2021「ドアセット」の「５．性能」の定める等級のＳ－2以上に適合すること。  ＜試験：JIS A1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 3) 窓に使用するガラスにあっては、平成12年建設省告示第1458号1項第二号により、風圧力が許容耐力を超えないことが確かめられたものであること。 | 図書  試験 | □ |  |  |
|  | b) 戸先かまち強さ  引違い、片引き及び引分けの戸先かまち強さは、耐風圧の等級Ｓ－5以上のサッシにおいて、「建具の戸先かまち強さ試験方法」に基づく試験を行い、JIS A 4706：2021「サッシ」の「５．性能」に定めるかまち強さに適合すること。  ＜試験：JIS A1522:1996「建具の戸先かまち強さ試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c) 剛性  1) 片開きドアの面内剛性は、「片開きドアの面内剛性試験」に基づく試験を行い、片開きドアの扉を90゜開いた状態でノブの位置に垂直荷重300Ｎを載荷し、面内変形量が1mm以下であり、かつ枠との相対変位量が1mm以下であること。  ＜試験：BLT WD-01「片開きドアの面内剛性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2) 片開きドアのねじれ剛性は、「片開きドアのねじれ剛性試験」に基づく試験を行い、片開きドアの扉を90゜開いた状態で扉上部のストッパー位置を固定しノブ位置に水平に300Nを荷重し、除荷５分後の残留変形が5㎜以下であり、かつ、荷重500N時に破損がなく、除荷後の扉に開閉に支障がないこと。  ＜試験：BLT WD-02「片開きドアのねじれ剛性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d）はずれ止め  引違い、片引き及び引分けの場合には、戸のはずれ止め機構を有していること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | e) ストッパー機構等  開閉形式が開き等は、ストッパー機構又はこれに代わるあおり止め機構を有していること。ただし、開きドアはドア・クローザ等の自動閉鎖機構でもよい。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | f) 耐薬品  必須構成部品がプラスチックの場合には、「耐薬品性試験」に基づく試験を行い、試験体に薬品を滴下し、２４時間静置後に洗浄した試験体表面の汚染が、家庭用クレンザー等で除去できること。なお、除去できない薬品がある場合には、取扱説明書等に明記し説明されていること。  ＜試験：BLT WD-03「耐薬品性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g) 出窓ユニットの膳板の強さ  膳板を有する場合の膳板強さは、膳板中央部及び端部に加圧板（10cm×10cm）を介して800Nの局部荷重（荷重ピッチは原則として200N）を加え膳板に有害な破損がないこと。  ＜試験：BLT WD-5「膳板の強さ試験」 | 試験 | □ |  |  |
|  | h) 彫込み引手の取付け方法  彫込み引手及び把手の取り付け部位から、室内側に雨水等が侵入しない取付け方法となっていること。 | 図書  現物  試験 | □ |  |  |
|  | 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保  a) 形状、加工の安全  通常の使い方で開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | b) 仕上がりの安全  見えがかり箇所は、バリ、メクレ、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。また、開き等面外に開く障子の下部コーナーは、樹脂キャップ等で切り口の保護を施すこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | c) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓（品確法等級3相当）の形状等  1) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓の段差等の寸法  ① 引違い（出入り口）の下枠断面形状は、単純段差180mm以下とすること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ② 引違いの有効開口  引違い（出入り口）の有効開口は、750mm以上確保されていること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 2) 操作部の適切な取付け  ① 彫込み引手は、開閉の際にガタツキ、ズレ等がないように戸先框に取り付けられていること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ② クレセント、彫込み引手の取付け位置では、クレセントと把手等は操作上干渉しないこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 3) 操作部の取付け位置  ① 引違い（出入り口）のクレセント、彫込み引手及び把  手の取り付け高さは、下枠上端からそれぞれ中心まで900±150mmとする。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ② 召し合わせ框との空き寸法  彫込み引手と召し合わせ框の空きは、室外側の障子を全開した状態で20mm以上確保されていること。（図－9）  図－9　彫込み引手と召合せ框の距離 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ③ 枠との空き寸法  彫込み引手と枠との空きは、障子を全閉した状態で開閉に支障がない空きが確保されていること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ｄ）網戸の外れ止め  外れ止めは、網戸が外れて落下することを防止する機能を有すること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 1.2.3 健康上の安全性の確保  a）構成部品に使用する材料の、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策  構成部品に使用する材料で、ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める材料を使用する場合は、次のいずれかによること。  1）建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する  第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。 | 図書  試験 | □ |  |  |
|  | 2）同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.4 火災に対する安全性の確保  a) 火災に対する安全性の確保  サッシ（防火型）及び窓（防火型）の場合は、次の1)又は2)の性能を有すること。  1) 平成12年建設省告示第1360号に示す構造方法を用いた防火設備 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 建築基準法に基づき20分の遮炎性能をもつ防火設備  であるとして、国土交通大臣の認定を受けたもの | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.3 耐久性の確保  1）サッシ及び窓は、耐久性を損なうこと（異種金属材料間の接触腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材腐れ等の発生）がないように措置されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）開閉耐久性  サッシ及び窓の開閉耐久性は、「建具の開閉繰り返し試験」により、開閉繰り返し試験を、第三者性を有する機関等において、出入り口用は3万回、出入り口以外は1万回行い、試験後の状態が開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。また、引違いにおいてははずれ止め金具の移動がなく、開きにおいてはヒンジ取付けネジの極端なゆるみがないこと。  ＜試験：JIS A1530:2014「建具の開閉繰り返し試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、窓及びサッシ（断熱型）の場合は必須要求事項とし、その他の場合は任意選択事項とする）  1.4.1 製造場の活動における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2　サッシのライフサイクルの各段階における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮  以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。  b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮  以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。  b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。  c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。  d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。  2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。  e) 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。  f) 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.3 施工時における環境配慮  以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 梱包材料の使用量を削減していること。  b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。  c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。  d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。  e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.4 使用時における環境配慮  以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a）断熱・気密性能を確保していること。  b）厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮  以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。  b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮  以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1) 材料ごとの分離が容易であること。  2) 再資源化が容易な材料を使用していること。  3) 種類ごとに材料名の表示があること。  4) 再資源化を実施していること。  b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 2.供給者の供給体制等に係る要求事項  2.1 適切な品質管理の実施  次のa）又はb）により生産管理されていること。  a) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理していること。  1) 工場及び作業工程  以下の内容が明確にされていること。  ① 工場の概要  ⅰ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 工場の従業員数 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅲ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 作業工程  ⅰ)工程（作業）フロー | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 品質管理  以下の方法により品質管理が行われていること。  ① 工程の管理  ⅰ) 製品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。  ⅰ) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅲ) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅳ) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅴ) 苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) その他品質保持に必要な項目  ① 品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保  2.2.1 適切な品質保証の実施  a) 保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  1）雨水の浸入を防止する機能の部分又は機能に係る瑕疵　10年  2）1)以外の部分又は機能に係る瑕疵　２年  ＜免責事項＞  １　住宅用途以外で使用した場合の不具合  ２　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  ３　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  ４　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動･分解などに起因する不具合  ５　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象  ６　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  ７　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  ８　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.2 確実な供給体制の確保  製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3適切な維持管理への配慮  2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮  使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。  a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮  a) 構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。  1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4 確実な維持管理体制の整備  2.2.4.1 相談窓口の整備  a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等  維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。  a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理  メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3 適切な施工の担保  2.3.1 適切なインターフェイスの設定  少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。  a）取付け寸法 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）取付け下地の処理 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）構成部品、ビス等の規格 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）窓の場合のガラス溝の大きさ（面クリアランス、エッジクリアランス、掛り代） | 図書 | □ |  |  |
|  | e）窓の場合に使用するガスケット又はシーリング材の種類 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保  a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。  1）施工の範囲及び手順  ①　下地の確認 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　枠アンカーの躯体への固定と枠アンカーとサッシ枠の固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　窓、戸のつり込み、調整及び固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　選択構成部品の取付け及び調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤　ガラスのはめ込み及び固定（窓の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 施工上の留意事項等  ①　現場での加工・組立て・取付け手順 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　必要な特殊工具及び留意点 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　取付け後の検査及び仕上げ | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　取り合い部分についての標準納まり図 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤　使用するガラスの制限に関すること | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑥　引違い（出入り口）については、バルコニーとの段差解消に配慮された納まり図等の用意の状況。（高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓（品確法等級3相当）の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑦　ガラスのはめ込み方法（窓の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑧　アンカー溶接時の火花に対するガラスの養生方法（窓の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑨　ガラス廻りの止水（窓の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 関連工事の留意事項  ①　取付け下地の要件及び施工方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　ガラスのはめ込み方法（窓以外の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　その他関連工事の要件 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 | 図書 | □ | ・限定的  ・標準的 |  |
|  | c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3 情報の提供に係る要求事項  3.1 基本性能に関する情報提供  少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a）気密・水密・断熱・遮音・耐風圧性能 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）防火性能（選択した場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | c）開閉形式 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）仕上げ・材質 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）把手の形状 | 図書 | □ |  |  |
|  | f）各種寸法（すべり出し窓においては、各種寸法に加え開放できる最大寸法も記載されていること） | 図書 | □ |  |  |
|  | g）付属部品の種類・構成 | 図書 | □ |  |  |
|  | h）使用するガラスの制限に関すること | 図書 | □ |  |  |
|  | i）ホルムアルデヒド発散速度又は発散区分  （ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料を使用する場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | j）サッシを設置するために使用するシーリング材等にホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.2 使用に関する情報提供  a）少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。  1）誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 4）使用者が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5）日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |
|  | 6）必須構成部品がプラスチックの場合の除去できない薬品  　等 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7）故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 8）製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |
|  | 9）消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険･損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.3 維持管理に関する情報提供  少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。  a）製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）組み込みガラスの規格、仕様 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.4 施工に関する情報提供  少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。  a) 「2.3.2適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 品質保証に関する事項  1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 保険の付保に関する事項  ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ | ・施工者  限定する  ・施工者  限定しない |  |
|  | ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行なった者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **Ⅲ．付加基準**  **1　環境の保全に寄与する特長を有するサッシについての付加基準**  サッシで、環境の保全に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。  a) Ⅱ．要求事項の1.1機能の確保c)断熱性については、試験又は計算を行い4.65W/(m2・K)以下で、熱貫流率の値に応じて、表－13に示す名称により表示すること。  ＜試験：JIS A4710(建具の断熱性能試験方法)  計算： WindEye(窓の熱性能評価プログラム)＞  表－13　サッシの断熱性能   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名称 | 断熱性（熱貫流率\*1） | 備考 | | H-1型 | 4.07 ＜Ｕ≦4.65 | 旧名称４型 | | H-2型 | 3.49 ＜Ｕ≦4.07 | 旧名称３型 | | H-3型 | 2.91 ＜Ｕ≦3.49 | 旧名称２型 | | H-4型 | 2.33 ＜Ｕ≦2.91 | 旧名称１型 | | H-5型 | 1.90 ＜Ｕ≦2.33 | 旧名称Ｓ型 | | H-6型 | Ｕ≦1.90 |  |   ＊１：Ｕは熱貫流率を表し、単位は" Ｗ／（㎡・Ｋ）" とする。 | 試験 | □ |  |  |
|  | b) Ⅱ．要求事項の1.4環境に対する配慮は、必須要求事項とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **2　高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加基準**  ＲＣ造住宅用サッシ及び窓、並びに木造住宅用窓で、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。  a) Ⅰ．通則4.部品の構成a）表－2、表－3及び表－4サッシ及び窓の構成部品について、表－14に示す構成部品を有すること。  表－14　構成部品   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 開閉形式 | | 構成部品名 | 構成の別(注) | 備考 | | 引き  形式 | 引違い | 把手 | ● | 外部に把手を取り付ける場合は、外側の戸（障子）の戸先部に限る。 | | 解放補助機構付き把手 | △ |  | | 下桟・車椅子用パネル | ● | 下桟・車椅子用パネル又は車椅子用下框を用いること。また、FIX(固定)形式に下桟・車椅子用パネル又は車椅子用下框を用いる場合も同様とする。 | | 車椅子用下框 |   注)構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 使用する材料は、Ⅰ．通則5.材料ａ）の他、表－15の名  称及び該当するJIS等の規格名称を明確にし、又は、これ  らと同等の仕様・性能を有していることが証明されたもの  を対象とする。  表－15　構成部品の材料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 構成部品 | 材料名・規格等 | | | 把手  解放補助機構付き把手 | 集成材 | 小口方向の継手が同一箇所にならないよう３層以上の積層したものとし、接着の程度は「集成材の日本農林規格(JAS)」による浸せきはくり試験に合格したもの | | 単板積層材 | 単板積層材の日本農林規格(JAS) | | ステンレス | JIS G 4305:2021（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS304,SUS316 | | ステンレス鋼鋳鋼 | JIS G 5121:2003（ステンレス鋼鋳鋼品） によるSCS13 | | 亜鉛ダイカスト | JIS H 5301:2009（亜鉛合金ダイカスト）によるZDC2 | | アルミニウム合金ダイカスト | JIS H 5302:2006（アルミニウム合金ダイカスト）によるADC12 | | アルミニウム合金ダイカスト | JIS H 4100:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材）に規定するA6063S-T5  JIS H 4000:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P 又はA5052P | | 合成樹脂 | JIS K 6921-1:2018（プラスチック－ポリプロピレン(PP)成形用及び押出用材料－第１部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎） | | 車椅子用パネル、車椅子用下框 | アルミニウム合金 | JIS H 4100:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材）に規定するA6063S-T5  JIS H 4000:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P 又はA5052P | | 図書 | □ |  |  |
|  | c)Ⅱ．要求事項1.1機能の確保について、次を具備すること。  1）操作部  ①　把手の取付け位置  室外側の障子の室内側に把手を取付けた場合においても、片側は網戸が有効に機能すること。また、引違い（出　入り口）において外部に把手を取り付ける場合には、外障子側一方にのみ設置することとし、片側は網戸が有効に機能すること。（図－10）  図－10　網戸が有効に機能する例 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ②　クレセントの柄の長さ  クレセントの柄の長さは、80㎜以上であること。ただし、2重窓の場合はこの限りでない。（図－11）  　図－11　クレセントの柄の長さ | 図書現物 | □ |  |  |
|  | ③　把手の寸法  ⅰ　把手の径は、20㎜～40㎜程度の円、楕円等の丸みを持った形状であること。（図－12）  図－12　把手の寸法 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | ⅱ　把手と框の空き寸法は、30㎜以上とし、把手の長さは150㎜以上とすること。 | 図書現物 |  |  |  |
|  | d) Ⅱ．要求事項1.2.1機械的な抵抗力及び安定性の確保について、次を具備すること。  1) プラスチック製把手の耐候性  室外側にプラスチック製把手を取付ける場合には、「プラスチック製把手の耐候性試験」に基づく試験を行い、JISA1415:1999（高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法）の促進暴露試験方法のＷＳ形試験装置により300時間試験を行い、100時間ごとの試験片の表面にふくれ、割れ、はがれ、白亜化、退色、つやの減少がないこと。  ＜試験：BLT WD-04 「プラスチック製把手の耐候性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e) Ⅱ．要求事項1.2.2使用時の安全性及び保安性の確保について、次を具備すること。  1) 操作部の適切な取付け  ① 把手は、開閉の際にガタツキ、ズレ等がないように戸先框に取付けられていること。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | ② クレセント及び把手の取付け位置では、クレセントと把手は操作上干渉しないこと。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | 2) 操作部等の形状、寸法、取付け位置  ① 引違い（出入り口）の下枠は、室内外の単純段差を外部側20mm以下及び内部側5mm以下に対応できること。また、レール溝の幅は、車椅子の車輪が落ちないこと。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 引違い（出入り口）の把手の取付け高さは、下枠上端から把手の中心まで900±150mmとすること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ③ 召し合わせ框との空き寸法  把手と召し合わせ框の空きは、室外側の障子を全開した状態で30mm以上確保されていること。（図－13）  図-13　把手と召し合わせ框との空き寸法 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | ④ 枠との空き寸法  把手と枠との空き寸法は、障子を全閉した状態で30mm以上確保されていること。（図－14）  図－14　把手と枠との空き寸法 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | ⑤ 引違い（出入り口）の有効開口  引違い（出入り口）の有効開口は、800mm以上確保されていること。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | ⑥ 下桟の取付け高さ  下桟を取付ける場合は、床面から300mm～400mm程度の高さに取付けること。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | f) Ⅱ．要求事項3.1基本性能に関する情報提供について、引違い（出入り口）に把手を取付けた場合、片側でしか網戸を使用することができない旨を明記すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | g) Ⅱ．要求事項3.2使用に関する情報提供a）製品の使用方法について、引き違い（出入り口）に把手を取付けた場合、片側でしか網戸を使用することができない旨を情報提供すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | h) Ⅱ．要求事項2.3.2適切な施工方法・納まり等の確保a）2）施工上の留意事項等について、引違い（出入り口）は、バルコニーとの段差解消に配慮された納まり図等の用意の状況が明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **3　防犯性の向上に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加基準**  サッシ及び窓で、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。  a) Ⅰ．通則の4. 部品の構成a）サッシ及び窓の構成部品については、表－16に示す構成部品を有すること。  表－16　サッシ及び窓の構成部品   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 開閉形式 | | 構成部品名 | 構成の別(注) | | 備考 | | RC造 | 木造 | | 共通 | | 中骨 | △ | △ | 引違いの場合は不可 | | ウインドウフィルム | △ | △ |  | | 引き形式 | 引違い  片引き  引分け  上げ下げ | 補助錠 | ● | ● | 補助錠をクレセントに代えてもよい。 |   注)　　注）構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) Ⅰ．通則の5．材料b）ガラスについて、次を具備すること。  1）サッシに用いるガラスは「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスを使用すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）窓に用いるガラスは「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスを使用すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) Ⅰ．通則の5．材料について、次を具備すること。  1）ウインドウフィルム  ①　サッシに用いるガラスに貼るウインドウフィルムは、JIS A 5759：1998（建築窓ガラス用フィルム）であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有し、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたウインドウフィルムを使用することとしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　窓に用いるガラスに貼るウインドウフィルムは、JIS A 5759：1998（建築窓ガラス用フィルム）であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有し、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたウインドウフィルムを使用すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) Ⅱ．要求事項の1.2.2使用時の安全性及び保安性の確保については、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定める表－17に示された開閉形式毎の試験項目について、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できないものとして、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたものであること。  表－17開閉形式毎における試験項目   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 対象とする開閉形式 | | 実施試験項目 | | ガラスドア | 片開き | ①ドア錠こじ破り(受座壊し） | | 上げ下げ内蔵ドア | 片開き | ①ドア錠こじ破り(受座壊し) ②格子破り及び上げ下げ部締まり金　物破り(こじ破り) | | 引き形式の  サッシ | 引違い 片引き 両引き | ①［非破壊］クレセント(錠)外し ②［非破壊］戸外し ③クレセント(錠)破り［面内方向］ ④クレセント(錠)破り［面外方向］ | | 開き形式の  サッシ | 開き テラスドア たてすべり出し 横すべり出し | ①締まり金物破り(こじ破り) | | 上げ下げ形式のサッシ | 片上げ下げ 両上げ下げ | ①締まり金物破り(こじ破り) | | 図書 | □ |  |  |
|  | e) Ⅱ．要求事項の2.3適切な施工の担保2.3.2適切な施工方法・納まり等の確保a）2）施工上の留意事項等について、サッシは使用するガラスの条件（ＣＰラベル表示されたガラス又はウィンドウフィルムを貼ったガラス等）を明記すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | f) Ⅱ．要求事項の3.1基本性能に関する情報提供について、 サッシのガラスに貼るウィンドウフィルムの条件を情報提供すること。 | 図書 | □ |  |  |